

本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。  
そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

## 第2回総合規制改革会議 議事録

1. 日時:平成 13 年 5 月 31 日(水) 12:00～14:00
2. 場所:合同庁舎4号館共用第4特別会議室
3. 出席者  
(委員)宮内義彦議長、飯田亮議長代理、生田正治、奥谷禮子、神田秀樹、河野栄子、佐々木かをり、鈴木良男、高原慶一郎、八田達夫、村山利栄、森稔、八代尚宏、米澤明憲の各委員  
(政府)石原規制改革担当大臣、竹中経済財政政策担当大臣、松下内閣府副大臣  
(事務局)[内閣府]坂政策統括官、岡本審議官、吉原総合規制改革会議事務室長
4. 議事次第
  - (1) 規制改革担当大臣挨拶
  - (2) 経済財政政策担当大臣挨拶
  - (3) 規制改革に関する基本理念及び「重点検討分野」の考え方について
  - (4) 今後の検討課題について
5. 議事

○宮内議長 もうお食事が済まれたと思いますけれども、何か昔の軍隊みたいに早く食べろということで、申し訳ございませんけれども、時間がもったいないので、早速でございますけれども「総合規制改革会議」の第2回を始めさせていただきます。

本日御出席の委員は14名で、定足数を満たしておりますので、会議は成立いたしました。本日は、石原大臣に御列席いただいております。後ほど、松下副大臣、それから竹中経済財政政策担当大臣にも御出席いただくということになっておりますが、少し遅れられております。

御担当の石原大臣においでいただいておりますので、恐れ入りますけれども、まず一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

○石原規制改革担当大臣 どうも先生方、今日はお忙しい中お集りいただきまして、恐縮に存ずる次第でございます。

もう早いもので、1回目の会議から3週間が過ぎまして、今日の会議でできましたら重点的に取り組んでいく分野等、また各先生方、委員の皆様方が、どんな分野を中心に御議論をいただけるのか、そんなところまで是非詰めていただきまして、できることであるならば、7月には「総合規制改革会議」として、重点的に取り組む項目の具体的な姿が少し、ちらほらと見えるぐらいなものを、是非宮内議長を中心に先生方で取りまとめていただければという希望を持っております。

更に、今日はIT担当の、また経済財政諮問会議担当の竹中大臣、松下副大臣も参加をいただいていることとなっております。「経済財政諮問会議」第1回目会合、私、労働関係の規制緩和の話がございましたので、出席をさせていただきましたが、やはりこの「経済財政諮問会議」でも、この規制改革、規制緩和というものが日本の社会構造、経済構造を変革していく上で、非常に重要だという指摘がございました。

また、今朝は、竹中大臣が同じく所管をしております「IT戦略本部」も開かれまして、IT分野の5年後を目途に、世界に名立たるIT先進国にということでございますが、今日の会議では2002年を中間目標、と申しますのも、ワールドカップがございまして、アジア、全世界がまた注目してくる時期に合わせて、このITの分野も規制を緩和して、スムーズなIT社会をつくっていくというような議論もなされたわけでございまして、こんなところも、今、竹中大臣おいででございますが、「IT戦略本部」また「経済財政諮問会議」の話も、竹中大臣の方からしていただきまして、今日お集りの

「総合規制改革会議」のメンバーの皆様方とともに一体となって、新しい21世紀の国家像を一日も早く示すような努力をさせていただければというふうに考えております。

先生方、今日はどうもありがとうございます。

- 宮内議長 ありがとうございます。ただいま、先ほど御紹介いたしましたように、竹中経済財政政策担当大臣に御出席いただきました。早速でございますけれども、一言ごあいさつをちょうだいしたいと思います。
- 竹中経済財政政策担当大臣 遅くなって大変申し訳ありません。竹中でございます。何からあいさつしていいかわからないんですけども、基本的には、今、経済財政政策の担当、ITの担当をやらせていただいているんですけども、それぞれの分野において最大の課題というのは、実は規制改革なんです。構造改革は、まさに規制改革を通して、経済の供給サイドを通して、いかに日本経済を再生させていけるかということでもありますので、その意味では、宮内議長、石原大臣の下でのここでの議論というのに、私たちはかなり大きく依存しているというふうに認識しています。

骨太の方針という、骨太というのは何かそういう名前が付いておりまして、ちょっと牛乳みたいなんですけども、骨太の方針というのを「経済財政諮問会議」で6月の末ぐらいを目途に今、検討しています。その中で、規制改革というのが、まず何らかの姿を問われることになっておりまして、時間的な制約の中で皆様方の議論に、非常に大きく依存しているということを是非申し上げておきたいと思います。

一方で、構造改革を進めていく中で、雇用の問題というのが、現実の経済政策運営では重要になってくる、これは国会等々でも非常にいろんな質問を受けるわけですけども、経済の活性化に関する専門調査会、雇用の拡大の調査会等々も我々もっていますけれども、結局出てくる答えというのは、潜在的な労働重要というのが日本にはあるんだと。それを実現できるかどうかは、やはり規制改革だということに結局なってしまいます。その意味では、全部我々がやろうとしている政策というのは、この会議に全部掛かってきているというふうに言っても過言ではないわけでありまして、私たちの諮問会議と総合規制改革会議の連携を保ちながら、是非本当の意味での改革を実現できるように努力したいと思っておりますので、ひとつ是非よろしく願い申し上げたいと思います。

ありがとうございます。

- 宮内議長 ありがとうございます。前回の会議の様子は、後ほども紹介いたしますが、私から終わった後で記者会見をさせていただいているわけでございますけれども、そのときの記者の皆様方からの質問の中の1つに、当総合規制改革会議の位置づけというものはどうかというふうな質問もございました。位置づけということをはっきりしておきませんと、我々仕事をいたしましても、これから迷うということになりかねないわけでございますから、その位置づけにつきまして、坂政策統括官からお話をお伺いしたいと思います。
- 坂政策統括官 坂でございます。先般の会議でも、宮内議長からも若干の御説明がございましたけれども、簡単にとりまとめて御説明いたしますと、先般総理がおいでになって諮問をされたわけですけども、その総理の諮問にお答えをする。そのお答えをするということは、各省の言わば横断的と申しましょうか、あるいは必ずしも横断的ではなくても、各省の権限とかそういうことにかかわらず、すべてにわたって私どもこの会議は規制改革の方向、あるいは内容を示すということが言わば仕事であるということだと思っております。

それを各省が実行に移すと、当然のことながら、法令の改正が必要になるものも出てくるということだろうと思います。

その過程で、各省、あるいはほかの審議会というのもいろいろあるわけでございますが、他の審議会と意見が違うということもあり得ますが、そういった場合には、基本的には事前によく話しをして説得する、あるいは調整する。実は、前回のときに宮内議長から、そこがなかなか大変ですという御説明がありましたけれども、こういうことだろうと思います。

ただ、そういったお話や何かのバックに、ではどういうステータスがあるかということだと思っております。

が、この会議は前回の最初の会議も、総理お見えになりまして、頑張ってくださいというふうにおっしゃっていたわけですが、今、竹中大臣からも御説明がありましたように、改革という中で、非常に大きな役割を担うということです。それで、総理のそういう委託に応えるということが、私どもこの会議の役目だと思います。したがって、おのずから権威が非常に高い、各省に対する、あるいはいろんな審議会に対しても、権威を持っているいろいろなことをお話をすることだろうと思います。

特に、その象徴と言いますか、具体的な表れは、例えば石原特命担当大臣がわざわざそのために、そのお仕事として任命をされているといったことに、そういったことが表われているんだろうというふうに思っております。

簡単でございますが、以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。何か御質問等ございませんでしょうか。

それでは、ただいまから会議に入りますが、その前に都合によりまして前回欠席されました委員のうち、今回御出席されております委員を御紹介させていただきます。

八代尚宏委員でございます。

米澤明憲委員でございます。

よろしく願い申し上げます。

それから、御報告といたしまして、先ほど申し上げましたように、第1回会議終了後、記者会見をさせていただきます。その内容につきまして、ごく簡単に御報告をいたしますと、まず小泉総理を始め、福田官房長官、石原大臣にも御出席いただいて会議を行ったこと。

議長には私が就任し、議長代理に飯田委員が御就任になったということ。

小泉総理からは、これからの内閣の中で、最も積極的に規制改革に取り組んでいることを、実績をもって示してほしいという意味のごあいさつがあり、御担当の石原大臣からは、小泉総理の意を体し、全力で本会議をバックアップする旨のごあいさつをいただいたということ。

なお、情報公開につきましては、特段の不都合がない限り、できるだけ早く公開していくことについて、委員の皆様方の合意を得たこと。

最後に、今後の審議の進め方につきましては、各委員の意見を聞きながら、スケジュール的には7月までに基本理念の検討と、重点分野の決定を行い、各分野ごとに各委員と専門委員によりまして、改革の在り方を検討するための作業をしていただくというイメージでやろうとしているということを御説明いたしました。

いろいろ御質問が出たわけですが、例えば当会議と前身と言いますか、以前の規制改革委員会との相違点は何か、重点的に検討する分野、事項は決まったのか、経済財政諮問会議等、他の委員会との関係はどうなっているか、また前身であります規制改革委員会の反省点として何があるか、あるいは先ほどの坂統括官のお話にございましたような、当会議の位置づけはどうなっているか、こういうような御質問がございました。以上が、前回の会議の記者会見の様子の御報告でございます。

次に、1、2お諮りすることがございます。まず、1つは議事録の公開の件でございます。御承認いただきました、会議運営規則第2条第3項におきまして、議事録を作成し、一定の期間を経過した後にこれを公表するというようになっておりますが、この一定期間というのを、どれだけかという話でございますけれども、原則として各会議から3年後ということにし、なお委員の名前を伏せて公開することにさせていただければというふうに考えますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○宮内議長 御異議なければ、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、もう一つ議事の公表に関連いたしますが、議事録はそういう形で公開いたしますが、会議そのものの公開についてでございます。会議につきましては、公正かつ中立的な立場から、幅広く、なおかつ自由闊達な議論を交わしていただくという必要もございますので、会議をそのまま公開するのではなく、会議そのものは原則として、このような形で非公開ということにするのが、進め方としてはよろしいのではないかというふうに思うわけですが、この点につきまして

ていかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

- 宮内議長 よろしゅうございましょうか。それでは、会議につきましては非公開という形にし、3年後には議事録を発言者の名前を伏した形で出すということで、透明性を保つということにさせていただきます。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。本日は、お手元の議事次第にもございますとおり、前回に引き続きまして、規制改革に関する基本理念及び重点検討分野、この考え方について、前回少し議論をいたしましたけれども、その続きと言いますか、こういうことをやらせていただきたいと思っております。この点につきまして、委員の方々の一応の御了解をいただきましたら、その後検討すべき具体的なテーマについても委員の皆様方から御意見をいただきたいというふうに思っております。

まず、規制改革に関する基本理念及び重点検討分野の考え方につきまして、お手元に事務局で作成していただきました、これは全くたたき台でございます。これがあつた方が議論が進めやすいだろうということで、おつくりいただいております。その説明を伺った上で、皆様方の御意見をちょうだいしたいというふうに思っております。

それでは、その説明を吉原室長からお願いいたします。

- 吉原室長 それでは、お手元の資料の「資料1」でございます。「規制改革に関する基本理念及び『重点検討分野』の考え方について(案)」ということで、御説明させていただきます。

まず「1」としまして『システム全体の変革』の重要性についてということでございます。規制改革は、・にありますように、財・サービスの供給主体にとって、イノベーションを起こしやすい環境を整えるということもでございます。それから、・にありますように、生活者・消費者にとっても、多様な財・サービスの享受を可能にするという意味で「経済活力の活性化」と「生活者・消費者本位の経済社会システム構築」という、その2つの目的を同時に実現するものとして、位置づけられるのではないかとでございます。

従来、規制改革につきましては、例えば個々の事業者、あるいは事業者団体からの要望に積極的に対応するような形、あるいは3行目ぐらいにございますが、規制改革を分野ごとに検討を進めるというふうな手法も取ってこられたわけでございますけれども、これからの規制改革を、より効率的に、あるいはその改革の実を上げるというためには、こうした従来の手法に加えまして、分野のあるべき姿を念頭に置いて、政策目標あるいは理念を明確にした上で、競争促進のためのルールづくり、あるいは予算措置等の関連制度も含めた「体系的・包括的な規制改革」、ここでは「システム全体の変革」というふうに言っておりますが、そういう取り組みを意識的に、従来もこういう考え方はあつたわけでございますが、今後意識的に強化していくということが効果的であろうというふうに書いてございます。

これまでの進展ということでございますけれども、比較的大きな進展が見られましたのは、産業活動に直接関係の深い分野、いわゆる経済的な分野でございます。他方で生活向けのサービス分野、社会的な分野というふうな言い方がされることもございますけれども、これについては取り組みが遅かったということもございまして、それから「2」の方で述べます理由によって遅れておりますので、いわゆる経済的な分野がもう済んだということではございません。これも着実に進めていくことは必要でございますけれども、特に今後の重点的な分野としては、システム全体の変革という手法で、後者の生活者向けのサービス分野の重要性が高いのではないかと書いてございます。

具体的にどういうふうに取り組むかということ、2ページ目になりますけれども「より具体的には」ということで、不要な規制の撤廃というのは、勿論当然でございますけれども、それだけにとどまらないで、市場の機能の発揮ですとか、あるいは事業者間の競争を促進させるための、場合によっては新しいルールをつくる、あるいは既存のルールの明確化を図るということも併せて必要ではないかということが書いてございます。

民間でできることは、民間に委ねるといった内閣の方針がございますので、それを踏まえた上で、

従来国ですとか地方公共団体、場合によっては特殊法人、一定の広域機関等でやっておられました、そういう広義の意味での公的な主体の行う業務を、なるべく民間の事業者の方へ流れを付けていく、そういうことを進めるために民間事業者の参入を妨げる規制を撤廃するとともに、いろんな意味で公的な補助がされておりまして、特定の団体がそのほかのものに比べて競争的に有利だったり不利だったりということがございますので、そういう競争条件の格差解消といったことも明確に規制改革の一環として位置づけて、推進を図ることとしてはどうかということでございます。

「2.」でございます。具体的な分野としまして、まず『生活者向けサービス分野』（いわゆる『社会的分野』）の改革の重要性について」ということが書いてございます。これは、先ほど大臣の方からの御紹介もございましたけれども、5月11日付けで「経済財政諮問会議」の専門調査会で、サービス部門におけます雇用拡大の話が出てまいりましたが、その中でも指摘されていることでございますけれども、従来の個々の生活者に向けたサービス分野というのは、どちらかと言いますと、公的な主体がサービスの主たる担い手となって、市場を直接管理する。普通の市場原理にはなじまないというふうな扱いがされてきたわけございまして、基本的にはそういうサービスは、非収益的、慈善サービスというふうな性格づけがされてきたわけでございますけれども、その結果「規制」なり、いわゆる「官業構造」なり、そういうものが残っていて、サービスの質の向上が妨げられるというふうな問題があるということでございます。

他方で、これも緊急報告で指摘されておりますように、この分野というのは需要と雇用の拡大の余地が大変大きな分野でございますので、経済成長を遂げていくためには、こういうところの成長の可能性というのを刺激して、イノベーションを開花させていくことが必要であるということございまして、具体的には医療、福祉、保育、人材、これは労働というか人材というか、呼び方もちょっと御議論いただければと思いますが、人材、教育、環境、あるいは廃棄物処理等、こういったような生活者向けサービス分野について、この「総合規制改革会議」におきまして、重点的な検討を行っていただきまして、その新規産業、あるいは雇用の創出、それから国民生活の質的向上という、2つの目標を実現していただければというふうに考えているわけでございます。

3ページ目になりますけれども、関連の問題としまして、いわゆるこういう生活者向けのサービスの分野というのは、情報の非対象性というのが大変大きな分野というふうに言われております。そういう意味では、政府の仕事としまして、そういう情報開示の義務づけなり、その監視体制、あるいは事後的な紛争処理の体制整備ということも、併せて検討する必要があるということが書いてございます。

ある意味では、生活関連ということも言えるかと思っておりますけれども、当面の喫緊の課題といたしまして、先般の「緊急経済対策」で指摘されております、都市の再生、あるいは土地の流動化という問題がございます。この会議におきましては、こういうときどきの話題というのでも、機動的に取り上げていただければと思っております、当面都市再生、それから土地の流動化という問題につきましても、御議論いただければということでございます。

簡単ですが、以上です。

- 宮内座長 ありがとうございます。それでは、御自由に御意見をいただきたいと思っております、どなたからでもどうぞ。
- 村山委員 まず、都市再生、土地の流動化というところを今、見たんですけれども、この言葉で土地の流動化という、土地というのはやめていただきたいんです。土地だけ動かしても、どうにもならないわけで、不動産、建物が付いていること、ここに土地という言葉があると、結局日本は土地拝金主義だということになりますので、この土地の流動化と書くこと自体が、すごく認識が旧石器時代状態だと思いますので、不動産の流動化という言葉に私はしていただきたいというふうに思います。

それから、民間にできることは民間に委ねるというふうに書いてありますけれども、確かにそうなんです、私もすごく勉強不足で申し訳ないんですけれども、今までの規制緩和という形の中で何が行われたかというようなことを、いろいろ漏れ承りますと、結局民間にできることを民間にシフトしていく中で、結局外郭団体ばかり増えてしまって、そっちの方に逆に仕事が回って、官庁の

天下りの先をいっぱいつくって、よけい手間が掛かって改悪になっているようなことというのが、すごく多く見られると思うんで、民間にできることは民間でやるという基本原則は勿論重要なんですけれども、それをただやりっぱなしというふうな形ではなくて、本当の意味での民間に委ねるという形にもっていくようにしないと、今まで改悪と言われているようなことと同じになってしまうのではないかなというふうに思うんです。2つです。失礼しました。

○宮内議長 ありがとうございます。八代さん、どうぞ。

○八代委員 今、村山委員がおっしゃった点については、2ページ目のここで言う民間というのは、そういう公益法人、特殊法人を含まないということ、括弧の中に書いてあるんですが、そこはもうちょっとやはり強調していただく必要があるかと思います。

そういう、疑似国家と言いますか、疑似公務員というのが、実は本来の公務員と同じぐらいの数いて、そういうのがむしろ非常に問題を起しているというんですから、この民間というのはそういう誤解がない、いわゆる純然たる企業、あるいは非営利団体であるということを確認する必要があるかと思います。

全体の書き方としては、非常にいいと思うんですが、1番の最初のパラグラフの・・・、これが実は一番重要な点であります。本当は一番重要な点は、文章の一番最後に書くというのが、本当はより説得的であるわけで、最初に書いて、何か前置きのように書いてあるのが、ややちょっと気になるわけです。

特に、供給主体間の競争の促進を通じて、安価で質の高い多様な財貨・サービスの享受を可能にする。これが、実は、なぜ規制改革をしなければいけないかの一番大きな点であります。これを是非最後の点にももう一度繰り返していただきたい。

つまりここで言えば3ページの点ですが、単に政府による情報開示の義務づけ、監視体制云々というだけではなくて、それが結局事業者間の競争促進の中で、最も消費者にとってプラスになるんだと、消費者のためにやるんだという、生活者と言ってもいいですけども、それが大事だと思います。

ついでに、最後のパラグラフで「公正競争」という言葉、これはちょっと実は警戒を要する言葉であって、これはアメリカがかつて保護主義の代わりに使った言葉ですし、自民党の一部の方、堺屋さんとか、そういうのが守るために使う言葉でありますから、かなりこれはあかの付いた言葉であるので、そういう意図ではないと思うんですけども、なぜこれを自由競争というふうに普通に書けないのか、何が公正かというのは極めて問題があるわけで、やはり自由な競争をきちっとするために、例えば情報開示だとか、政府のきちとした監視体制が要るわけですから、その下で行う自由な競争というのは、広い意味の公正競争なんです。ですから、そこは細かい言葉じりでありまじすけれども、重要な点だと思います。

戻りますけれども、2ページの上から3つ目のパラグラフで、なぜこれが今まで問題が起きてきたかという説明なんです、ここに是非供給制約ということも入れていきたい。単にサービスの質の向上を妨げるというだけではなくて、政府がやっているから、もう遅々として進まないんです。ですから、例えば世界一の水準の施設をつくりながら、待っている人は世界一多いということがよく起こるわけで、そこは支出だけではなくて供給制約の最大の要因が、なぜ民間活力を使わなければいけないかという大きな点ですので、そこを是非明記していただきたいと思います。

とりあえず以上でございます。ありがとうございます。

○宮内議長 ありがとうございます。生田さん、どうぞ。

○生田委員 大変、平易によく書いてらっしゃるんで、これで賛成しろと言われれば、これで賛成でもいいんですけども、若干感想を言わせていただくと、今やろうとしていることは、民間企業の場合に、企業合図で経営資源の最適再配分、コアコンピュートランスを追及するというふうなことをやっていて、再編されるべきところは再編されるし、つぶれなければならないところはつぶれる、伸びるところは伸びる、こういう状況が起っているだけけれども、国家レベルでの、言葉は悪いですが経営資源の最適再配分みたいなものが過去余り行われてない、そこに合理性の誤謬とか言われるものが出てくるわけなんです、今やろうとしているのは、まさに国家レベルで経営資源、

そういう言葉を使わせてください。人、物、金、情報、これが最適再配分されて生産性が上がって国益に通ずる。そのためのルールづくりであり、インフラづくりであるということだろうと思うんで、平易な言葉で書けば、今、書いてらっしゃるとおりだし、そういう理念的なことももうちょっと入っているのかなという気がいたしました。その阻害要因は取り除いていく。

その代わりに、やはりルールと監視、そのルールに照らしての監視、それからどうしてもこぼれてしまう人のセーフティーネット、この3つのことが、やはりきちっと同時進行でつくるんですよというふうなことが、ばらばらと出ているんだけど、もう少しきちっと入った方がいいのかなと思います。感想であります。だけど、強いてここままでいいではないかと言われれば、特段反対するものではありません。

- 宮内議長 森さん、どうぞ。それから、米澤さん。
- 森委員 「喫緊の課題について」ということで、加えていただいて大変ありがたいと思っておりますが、もう一つ喫緊の課題、この会議では何かテーマとされるのか、されないのか不明確なのが、司法制度の改革なんです。通常の規制は、みんな各省庁にまたがっているんですが、法務省の関わる意見と言いますか、あるいは最高裁判所とか、そういうことに関わる司法自体の改革が、この自由競争社会とともにますます重要になってきている。したがって、たくさんのアンパイア、レフリーが必要になる、制度の改革もですけども、その点について、その質、その育て方とか、仕事の範囲等、いろんなことについての問題が、非常に大きいと思うんですが、今、司法制度改革審議会で審議されて出されていますが、かなり問題が多いと思っておりますので、この会議で取り上げていただけるのかどうか、伺いたいと思います。
- 宮内議長 私がお答えするあれではないと思うんですけども、ちょっと私の感想だけ申し上げておきますと、この前身の前身になるんですか、そこは分野別の中で司法を、やはり業務独占であるという観点から取り上げてまして、もう一つは法曹サービスが非常に量的に少ない。それで、司法人口を増やせということを行い始めたことも、1つの契機になって現在の司法制度改革審議会に移行したのではなかろうか、そういう意味では、恐らくこの会議は、規制改革という観点から今おっしゃったような点は幾らでも取り上げられると思います。  
もう一つは、競争政策という観点から、公正委員会の在り方とか、いろいろな業務の監視制度の在り方ということ、十分取り上げられるのではないかとこのように私は思っておりますが、坂さん何か補足していただければと思います。
- 坂政策統括官 今、議長がおっしゃったとおりでございます。先般の規制改革推進3か年計画にも、法曹人口の大幅増員といった項目は、かなり厳しく書いてありまして、平成13年度には結論をということになっているんですが、この項目の中でもかなりはっきりした項目に入っております。  
ただ、司法制度そのものを正面から、例えば裁判所で陪審をどうするかとか、そういったことを正面からこの会議で取り上げるかと言いますと、やはりあちらで司法制度改革審議会もございまして、活発に今やっておられるところで、私どもの役割はやや超えるかなと、正面から取り上げるということは、ただ、規制改革という趣旨でいろいろ言うべきことがあれば、勿論言うということではなかろうかというふうに思います。
- 宮内議長 それでは、米澤さん、どうぞ。
- 米澤委員 前回欠席いたしまして、大変失礼いたしました。そのとき、ちょっとペーパーみたいなものを出させていただいたんですけども、いろいろ書きましたけれども、それに関連いたしまして、この今日の資料の2. のところの一番下のパラグラフになりますが、新しい産業、あるいはイノベーションというものをどんどん進めていくという中で、日本の大学、特に理工系の大学のアクティビティというのは、非常に大きな要素になるのではないかとこのように思います。今の状況というのを、みんな最近一生懸命やっているんですけども、なかなか体制上やりにくいところはあるような気がいたします。それについて少し議論させていただけると、いいのではないかとこのように思います。
- 宮内議長 八田さん、どうぞ。
- 八田委員 2点ございます。1つは、これは小さいところなんですけど、先ほど八代さんが御指摘になった、最初の・と・なんですけれども、・だけでいいのではないかとこのように思います。最終的には、生

活者・消費者にとって安価で質の高い、多様な財・サービスの享受を可能にすることが目的であって、この1番目というのは、そのための手段になるかもしれませんが、あくまでも2番目が最大の理由だろうと思います。

これは、私は単に意見として申し上げるだけで、別にこの点について強くそれ以上申し上げるつもりはございません。2番目の点は、この規制改革について、長くこのお仕事に従事してらした方にとっては、もうこれは当たり前のことだし、これやっっていかなければいけないということで、もうこれは全面的に進めていくべきだというふうにお考えになってらっしゃると思うんですが、恐らく世間の多くの人は、この不況の真っ最中に構造改革して失業をがんがんつくり出すのかというふうにご考えている人は非常に多いと思うんです。問題は、これがそういう白か黒というふうな、どちらかどっちの話ではなくて、しかもこの構造改革自体が短期的には失業を生むかもしれないが、長期的には大きな雇用を生むというものもあるし、中には本当に今むだが行われているだけで、純粋にそこは失業だけをつくってしまえばいいんで、全然ほかの分野で雇用を吸収したらいいというものもあるし、中には、今、構造改革やったら、もう雇用をすぐさま促進するというものもある。それらの、何らかの分類というのが必要ではないかと思えます。

端的に申し上げますと、例えば先ほどの話に出たITの分野で、ITの産業の雇用を促進しようと思ったら、当然通話料を引き下げなければいけない、ところがNTTはたくさんの雇用を抱えていて、なかなか料金を下げることができない。そうすると今、NTTでもって失業をつくり出してもいいから、ほかの分野のIT産業でもって雇用を促進するために、構造改革する必要があるんだという議論がある。これはもう明らかにトレードオフがあるわけです。私は、ITのように重要なところは断固やるべきだというふうには思うんですが、すべての分野でそれを今やることは、必ずしも世間の賛同を得にくいのではないかと思います。だから、やはり優先順位を選ぶべきではないかと思うんです。

これが、最後の項目の「3」のところ、今、都市再生という話がありますが、やはりついでに雇用を直ちに促進するものについては、中でも優先するというような項目が1つあってもよろしいのではないかと思います。

これは、例えば先ほどのお話に出た、生活者向けのサービス分野、医療、福祉、保育、人材、教育というような分野というのは、恐らく規制緩和でもって即雇用が増える分野だろうと、多くはそうだろうと思います。そういうことは、とにかく不況対策の意味も含めて、もう一刻も早く優先して急ぐべきだと。そういう優先順位を付けるんだということを言われてもいいのではないかと思います。

以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。どうぞ、神田さん。それから、奥谷さん。

○神田委員 前回申し上げるべきだったのかもしれませんが、時間の関係でできませんでしたので、ちょっと感想めいたことを脈略なく申し上げます。私はこの中の4人の前の委員会からの残留組というのでしょうかの1人です。宮内議長と鈴木委員、そして八代委員とともに前から引き継いでいます。私自身の個人的な意見は、基本的には八代委員と同じでして、今日配付されております『公正取引』という雑誌にうまく書いておられまして、その内容にはほとんど全面的に同感であります。そして、前回の会合で鈴木委員がおっしゃったことに、私も基本的に全く同感であります。

ちょっと感想めいたことになりましたけれども、私はもともと専門は経済分野の法制でありまして、それを見ておりまして、これまでの経験から言いましても、規制改革が終わっているとは到底思えません。現に3か年計画にも相当の項目がまだ検討、検討と書いてありまして、それを監視するだけでも相当の項目があるように思います。

取り分け、終わってないというか、残っている項目は、実は難しく、あるいはちょっと極端な言い方をすると、やり損なって残っているものであります。つまり、反対にあって、結局やれなかった。ですから簡単に言うと、難しいものが残っている、それをやるのが大変だということで、終わってない状況にあると思います。

更に世の中は日々変化していますので、経済分野でもどんどん新しい規制改革というものへの要望が出てくるでしょうし、必要性というのも日々変わってくると思うわけですし、そういったものも拾い上げてやっていきまないと、少なくとも世界との流れとの関係では、非常に遅れを取るとい



恐れがあるような危惧を感じます。

今までやらせていただきました経験から、過去取り上げた項目だけでも担当の省庁とのやり取りをするのは大変なことでありまして、これは私なんかよりも鈴木委員の方がよく御存じのことなんですけれども、今後もやはり相当の覚悟が要ると思います。

今度、新しく、特に全体像を示して変革をやっという社会的な規制の分野ですけれども、私自身は個人的にやることには大賛成でありまして、是非改革を進めていただきたいと思っています。今、八田委員も御発言になりましたけれども、後であるいは議論になるかもしれません。例えば、後で議論になるであろう6項目、これ全部について改革に成功するというのは、勿論それが望ましいことではありますけれども、果たして3か年計画の監視、フォローアップをやりながら、どの程度できるものなのかという、最初からあきらめるのは全くナンセンスですけれども、今までの経験から言いますと、覚悟だけすればできるというような性質のものではありませんで、相手がある話ですので、やってみないとわからないということがかなりあるんじゃないかと思っています。

したがって、6項目なら6項目、あるいはそれ以上の項目でもいいかもしれませんが、とにかく早くに取り掛かってみようということが必要のように思います。

理屈の上では、八田先生がおっしゃったように、めりはりを付けて、我々としてどういう考え方で望むのかということを示して、それでスタートするという、そこでやはりある種の優先順位という項目を絞って、これは我々だけでやれることですが、議論が集約できればそれで臨むということがよいと思います。新しく加わっていただきました先生方には、できるだけ早く担当省庁とのヒアリングなり、説明というのをお受けになっていただくと、これは担当省庁にもよりますし、その項目にもよりますが、いかに大変かということを実感していただいて、その上でどうやるかという作戦を立てると、そういう経験をできるだけ早くやっていただいた方がいいと思います。

その方が、最終的には担当省庁との関係もよくなりますし、つまりこれは議論を重ねることによって、担当省庁も理解してくれる、一々くれない場合もないわけではありませんけれども、そういう中で実は我々だけで思っていた優先順位なり何かが、どこまで通せそうなのか、あるいはどこで、そこを多少変更することによっても実を取るというんでしょうか、そういうことの見通しが立つと思います。とにかく相手のある話ですので、そういう作戦を立てることができると思います。

その際、基本的には、社会的規制というのも抽象的に言えば、やはり難しくやり残してきたことだという分類に入るんだと思います。ということは、それだけ抵抗が大きいということだと思います。その際、一体だれが我々味方をしてくれるのかというのが非常に重要なポイントでありまして、これは八田委員のおっしゃったとおり、やはり世の中が味方をしてくれるようにということを考えるべきであると思います。そのために、やはり世の中に対してよくわかる、説得力のある理屈というものを我々が持って、その理屈を持って改革に取り組むという姿勢が極めて重要だと思います。

取りとめもない感想ですが、以上です。○宮内議長 ありがとうございます。それでは、奥谷さん。

- 奥谷委員 この1ページのところの「規制改革をより効率的に」の下の「それぞれの分野の『あるべき姿』を念頭に置き」というところがありますけれども、この「あるべき姿」というのは、これから我々が考えて「あるべき姿」をつくれればいいのか、従来ある「あるべき姿」を踏襲するのかという1つの疑問があること。

それから、この規制改革というのは、企業も個人も含めて、自己責任を全うするところへ移行させるということが大変必要なことだと思うんです。規制改革というのは、まさに今までの既得権益というものをどうつぶすかということであり、今までもたれ合い主義のものを、どう改革するかということが1つの大きな重要なポイントになると思いますし、これ官の規制を改革するというよりも、民の規制と言いますか、業界の規制と言いますか、かなりそちらの方が官の規制以上に業界の規制の強さと言いますか、新しく入ってきますときの参入障壁みたいなものもあるわけで、そういうところも踏まえてこの改革ということを考えていかないと、官と民という形でではなくて、民と民の規制の在り方ということもあるんじゃないのかなと思います。

以上です。

○宮内議長 どうぞ、森さん。

○森委員 先ほど御質問申し上げたんですけれども、多少更に申し上げたいことがあるんですが、例えばルール違反者の廃除、特に知的所有権問題とか、あるいはせつかく判決が出ても一向に執行されないような、いろいろな案件がたくさんございますんですが、こういうのも制度の問題ということもあるんです。こういうことは、これからますます大事だと思うんですが、一体どこで論じるんでしょうかという意味では、さっきの司法制度ではないのかと思ったんですが、いかがでしょうか。

○坂政策統括官 今お伺いして、先ほどの御趣旨がよくわかりました。何と言いましようか、今、奥谷さんがおっしゃったこととも若干関係するかと思えますけれども、司法制度そのものというよりは、恐らく、例えばそもそも法律は決まっているけれども、それがきちんと運用されていないとか、あるいはその運用の過程で、いろいろ公的な主体が能率的でないとか、いろんなことが多分あるんだろうと思います。そういったことについては、当然私どものこの会議の課題と言うか、話題の1つになるような話だと思います。

○宮内議長 どうぞ、鈴木さん。

○鈴木委員 まず、この「資料1」は今後結局マスコミを通じてなり、一般の人たちがこの会議はこういうことをやっているのだということを知るためのまとめの文章になるわけですね。そうだとすると、私もこういう会議は不慣れなものですから、文書がいっぱいあって、長い文章がいっぱい書いてあると、何がポイントなのかよくわからないということで、規制改革というところの1つが、政府が変わったなということをきちっと感じさせる、それが今の小泉首相の人気にもつながっていると思うんですが、この文章も先ほどから・と・があれば・でよいのではないかという意見も含めて、簡素化して短くして、つまりだれのために何をするものなのということが、短くまとめられているといいなと思います。それについては、既に皆様からの御意見が出ておりましたので、この当たりが非常にコンパクトな形で文書化されているとよいなと思いました。

また、規制改革ということに関しては、先ほどからまた話が出ましたが、私も極論は民間でできることは民間に委ねることが原則だということは賛成ですが、そうなるとルール、監視、セーフティーネット、このルールと監視というところの体制が一番重要で、極論を言えばすべての規制を一度なくてしまえといった場合に、どれだけルールづくりと監視体制ができるのかということと、常に相まって規制緩和があると思います。

私なんかは、今、男女共同参画会議の方で、子育てと仕事の両立というところでも、意見を言わせていただく機会をいただいているんですけれども、そちらでも例えば今、日本の公立の保育園というのは、世界で一番高水準、特に東京都の水準は私は世界一の公立の保育園だと思っておりますが、これをでは一気にコストが掛かるから民間にと言ったときに、民間がコストということを中心で、例えば0歳児だと子ども2人に対して大人1人いるところを、子ども8人に1人でやった方がコスト安ではないかと言われて、民間化をどんどんしていく、これは親としてはうれしくないわけですから、そういった辺りの規制緩和ということをするのであれば、やはりかなり同時にルールづくりと、それから監視というようなところの政府の役割や、そちらを決定するということと同時にしていくという姿勢が、短いコンパクトになったこの表明に表われると、大胆な規制改革ができるのではないかと考えております。

以上です。

○宮内議長 生田さん、どうぞ。

○生田委員 ・と・をまとめて・にという御意見が、さっかから幾つか出されていて、それはそれで立派な御意見だと思うんですけれども、1つにもしされるのであれば、そのとき多少ワーディングを考えていただいた方がいいなと思うのは、もし生活者・消費者というのが、我が国だけではなくて世界的レベルで考えて、世界の生活者・消費者だと全く・だけでいいんですけれども、やはり輸出産業もありますから、輸出する場合の国際競争力というものを考えれば、・の意味もかなりの意味があるわけなので、もしそれをコンバインしていくのであれば、多少ワーディングに工夫をいただいた方がいいのかなという気がいたします。

○宮内議長 鈴木さん、どうぞ。

○鈴木委員 伺っている意見、それぞれもっともだと思うので、賛成ですけれども、さっきの・・の問題については、生田委員の意見にむしろ賛成だというふうに考えます。

雇用の優先課題に順序をつけるというのは、これは非常に重要な問題だけれども、とは言うけれども、それぞれの分野において更に優先という問題はあるわけです。ですから、経済の中でこの分野というのは、ちょっとストップしてもらっておってよろしいと、あっちの分野だけは先に行けという事柄というのは、これはちょっとないんです。やはり先の分野がより先に行くためには、後ろの分野というのがそれなりに付いて来てくれなくてはいかぬという問題だから、優先順位という事柄が一人歩きをしないような事柄で、配慮しないとイケないというふうに思います。

その優先順位の問題として、雇用という問題に対して目を当てる、そのとおりだが、当然の問題だけれども、要するに、新規事業の開発、そして経済を成長させるというのの事柄が、これは雇用を守るという問題に直結するわけですから、その視点というものもきちっと抑えておかなければいかぬというふうに思います。

もう一つなんですけれども、ずっと社会的規制分野というのをやっております点から言うと、ちょっと人種が違うと言っては大変失礼だけれども、物の考え方に極めて落差というか、ギャップがあるんです。ですから、例えば医療法人というものの中に株式会社を入れてはイケないと、この議論というものの中に典型的に象徴されておるけれども、要するに、もうけ主義だ、株式会社イコールもうけ主義だ、もうけ主義だからヒポクラテスの倫理が向かないんだと、この一点でくられて、始末の悪いことはそれを本当にそうだと信じておられるということなんです。

これは法曹についても言えるわけです。日弁連なんかとずっとやってきたんですけれども、やはりそう言われてそう信じておられる、こういう問題がこの分野には比較的多いと。それが結局この分野というのに手を付けるのを遅くさせてきた非常に大きな原因なんです。やはりそういう意味では物の考え方というのを変えてもらうという事柄について、何らかのメンションをしていく、また我々のこれからやる作業というのは、実はその人たちを相手にして、物の考え方を普通の言葉で考え直してもらうという、これに成功しなかったら、その人たちと議論しても影響に平行線をたどってしまうんです。それで、結論が出ない話になってしまうから、やはり物の考え方を変えるというふうな事柄も、何という表現にするのかというのは別ですけれども、要するに、基本に入れていただいたらという感じがします。

以上です。

○宮内議長 森さん、どうぞ。

○森委員 一々言葉のあれに絡むようで、ちょっと恐縮なんですけれども、都市再生問題に関して、喫緊の課題については重点的に検討されるべきだというふうな書き方がされているんですが、実はこれは喫緊の課題でもあり、かつ永遠の課題でもあるわけですし、私、別紙にまとめて皆さんのお手元にお配りしているんですが、はっきりしたビジョンを持って、かつそれにふさわしい制度をつくり、またそれにふさわしくない制度は廃止すると言いますか、まさに制度改革が必要だと、そのビジョンと制度改革と両輪でやっていかないと、時間が経てば経つほど悪くなるという問題なんです。投資すれば投資するほど悪くなる。

例えば一例を申し上げますと、済みませんけれども、余りいい一例ではないんですが、一定以上の高さ、つまり、31mよりも高い建築が許されるようになってから、高い建築には航空障害灯を付けるということになったんです。30年ぐらい前からですが、今は航空障害灯だらけで、東京の空が真っ赤になっちゃっているんです。これをやめようではないかと、何のためにやっているんだという議論をして、4年掛かってやっと今度改正になったんですけれども、やはり一番高いところには付けろと。今までは45m置きに付けろなどというのはまだ残っているんですけれども、こういうのは、要するにどうしたいのか、星が見えなくなるような町をつくってもいいのか、何を守っているのかと、いろいろ十分に考えて、創造的に、さっきシステムの解決と書いてありましたが、大賛成なんです。していくべきだと、改めて申し上げておきたい。

○高原委員 今日2回目、私は1回目も、あるいは今までも、一度も発言しないで、ちょっと考えてみると、3分か5分は発言しないと、そう思って1つだけ発言をさせていただきます。

今、論議をしております規制改革に関する基本理念と重点検討というふうな目的でございますので、私、経営者とか、実務家の使命の立場で言いますと、いわゆる3つあるんですが、1つは声を、そして2つ目にいわゆる新しい市場、3つ目に予算の使い方。こういう経営で言うと、人、物、金というものの改革の結果の整合性ですね、効果、こういうものがどのように出てくるのかというようなことも、我々がやはりイメージをしながら、この重点を取り上げていきたいものだ。

かつて、通産の方なんかでも、15の成長分野を2000年と2010年の間では、これだけ雇用が増えて、これだけマーケットサイズが増えますよというようなことを明示をされておりますし、特にこの会では整合性によって、実際に我々がわかりやすく改善される青写真というのが見えるというものを優先順から考えてみるということが必要ではないかというふうに思っております。

そういう意味では、今までの会議の中で、いわゆる規制は規制だとか、あるいは改革は改革だということで、ばらばらにならないように、冒頭申し上げましたように企業経営で言えば、人、物、金の整合性です。やはり国家は、雇用をこのように増やし、新しいマーケットで、ITだけではなくて、私は一言でサービス化、いわゆる今までハード、建物、構造をどんどんやったものを、後ほど機会があったら発言いたしますけれども、ハードとソフト、ソフト化でどのように雇用を増やすかというようなことを具体的に後ほど、ペーパーを2枚用意しておりますので、時間があればお話しさせていただきたいと思うんですが、以上、この会の目的と効果というようなことにも視点を合わせて論議を進めていきたい。

以上です。

○宮内議長 河野さんどうぞ。

○河野委員 皆さんの御意見に大変賛成しておりますので、私も何も言わないでおこうと思っておりましたが、どうも一番最後のメンバーになってしまいました。

この文章(規制改革に関する基本理念及び重点分野の考え方について)について、先ほどから、①、②のお話が出ていますが、これからの重点分野(雇用とか)の文章の中においても、生活者、消費者は、サービスを楽しむ側的な表現になっておりますが、できればこういう規制改革を通じて、個人が新しいビジネスチャンスにチャレンジできるとか、雇用の創出と言う観点においても、過去何度もこの分野と特定しても、そのとおりに雇用が生じていないというのがたくさんあって、多分、今この分野と国が特定するというよりは、やはりアメリカの事例ではないですけども、スモールビジネスであったり、独立自営業が自発的にたくさん起きる環境を作ることが大切で、そのニュアンスが少し醸し出される表現にした方が、常に受け身で、その財・サービスを受ける側に安いものと言うよりは、個人にチャレンジablなビジネス環境のような特有の雰囲気が出た方が良いのかなと感じました。もしかしたら全体のトーンがそういうことではないのかもかもしれませんが、感想でございます。

○飯田議長代理 2ページの冒頭のところで「民間でできることは民間に委ねる」、それで特殊法人、公益法人等々こう書いてありますが、特殊法人については石原大臣も何か突っ込んでおっしゃっているということで、この問題は勿論取り上げるべきですけども、公益法人というのに関して十分に検討していくべきだろうと思います。と申しますのは、時代の変遷とともに、従来の公益法人が本当に公益に役に立っているかどうか。実はそうではないんじゃないかということも大分ありそうな気がするので、ですから、公益法人というところに本当に公益なのかどうかということの突っ込みを是非していただきたいなというような感じがしております。ですから、特殊法人、公益法人と並列で書いてありますけれども、公益法人ということに関して、特段の関心を払いたいというのが私の考え方です。○宮内議長 ありがとうございます。行革担当大臣がせっかくおられますので、今のをちょっとコメントいただければと。

○石原規制改革担当大臣 飯田代理の御指摘は本当にごもっともで、私は今日は、規制改革担当として、この会議に臨席をさせていただいておりますが、所管する業務として特殊法人改革、公益法人改革、更に公務員制度改革、規制改革と、この4つの業務を担当させていただいております。代理が御指摘のとおり、ちょっと公益法人の方は若干作業が遅れているんですが、梅雨明けぐらいには、特に業務委託型、政府が関与している検査とか、認証とか、そうい

うところについての見直しの方向性。そうは言いますが、それは1,000 ぐらいしかございませんので、そのほか2万5,000 ありますので、そっちの方は正直言って手付かずになってしまいますが、高原委員も御指摘されておりましたように、この問題もどんな問題があるのかというようなことも、1回の議論ではなかなか結論は出ないかもしれませんが、またこちらの方のものを参考にさせていただいて、梅雨明け以降、御議論を1回ぐらい賜われれば、また問題点の御開陳等賜われれば、大変幸いです。

○飯田議長代理 ありがとうございます。

○宮内議長 どうぞ、八代さん。

○八代委員 せっかく石原大臣がおられますので、ちょっと冒頭に坂さんがおっしゃった、他の審議会と、ここの関わり合いという点について、私は今行われている公務員制度改革というのは、すごくいい例になると思うんです。実は、私自身公務員制度審議会の委員で、2年近く議論してきたんですが、実はそれが完全に白紙に戻されて、別途、橋本旧担当大臣の方でつくった案を公務員制度改革として、今、着々とつくられている。ですから、我々の旧委員から見れば、何のために今まで2年間議論していたのかと、ものすごいフラストレーションがたまっているんですが、実はそうしないと改革は進まないんです。ですから、もしそれができたら我々だって同じことができるわけですし、既存の各省の審議会と図ったって私は何も出てこないの、向こうはやはり、これまでの論理でとにかく利害調整をして、改革なんかできないということでやってきたわけですから、そこ交渉しても無駄だと思うんです。ですから、やられるとしたら今の公務員制度改革のやり方でやって、こちらの審議会でかなり明確な枠を決める。私のイメージでは前回提出しました資料にありますように、この法令のどこをどういうふうに変えるということまで決めて、それを各省の審議会にチェックしていただく。それで反対があったら、それは参考にさせていただきますということで、いきなり国会に持って行く。国会できちっと利害調整をすると、公務員制度審議会も、公務員制度改革もそうなると思いますけれども、そのやり方を是非いい例としてフォローすべきではないかと思えます。

本来、国会が利害調整する場であるのに、国会が今まで怠慢であって、君たちが利害調整した法案を持ってきなさい。そうしたら可決しますというやり方が、これまでの国会のやり方です。ですから、各省の審議会でも利害調整して、それを更に場合によっては、また国会で利害調整する、二重の利害調整の過程でどんどん改悪されてきたわけですから、もう今回は、要するに本来は国会だけで利害調整するという、そのためには逆に言うと、各省の審議会との協議というのは、従来のような協議ではなくて、まさに細部チェックをしてもらうというような協議でなければ本当のことはできないと思うんです。是非、公務員制度改革のプロセスもできれば、成功した暁にはこちらにもノウハウを教えていただきたいと、そういうふうに思っております。

ありがとうございました。

○竹中経済財政政策担当大臣 私は、メンバーではなくてIT関連の担当の、要はゲストとして参加しておりますので、今の八代先生の議論に対して一言、是非期待を申し上げたいんですけれども、先ほど申し上げましたように、私の方でも今、経済財政諮問会議を担当させていただいています。

これは、今までの積み上げ型の予算ではどうにもならないということで、全く新しい予算の枠組みを集中的に総理の主導の下に決めて、新しい政策のプロセスをつくらうという、ある意味で非常に野心的な試みで始まっているわけです。これをやっていくうちに、我々の意図しないこともどんどん新聞に出ていって、いろんなところは既得権益の圧力が掛かり始めていて、まあ予想されたことではありますけれども、そういうことが起こり始めるわけです。

ただ、それでも我々がやろうとしているのは、やはり必ず何かブレイクスルーができると、小泉政権の下では、総理がああいうふうを取っておられる以上、何かブレイクスルーできるという、やはり期待がすごくあるんだと思うんです。恐らく、この規制の話というのは、特にベテランの委員の方は、もう嫌というほどいろんなところで頭をぶつけてきておられると思うんですが、今回はやはりブレイクスルーのチャンスがあるという意欲で、やはり是非野心的にやっていただきたい。

その意味では、幾つかの新しい仕組みを、経済財政諮問会議でありますとか、IT戦略本部であるというところでは、同じようなブレイクスルーをねらっているところで、やはり連携というのが大変重要になってくると思うんです。

ここから、ちょっと1つの本題に入りますが、IT戦略本部も小泉政権になって今日の朝初めての会合を開きました。そこでやはり圧倒的な議論は競争政策なんです。そのIT戦略本部での中心的なテーマが競争政策になります。こちらでも、この問題は大変重要なはずなんです、今お伺いして重点分野の社会規制ということになさるんであるならば、例えば、私たちのところで議論する競争政策をこちらに報告させていただいて、また議論を深めていくという方法もあろうかと思えますし、IT戦略本部で、競争政策を議論するときには、ITの担当の方にオブザーバーとして参加していただくということも可能でありましょうし、何よりも、宮内議長御自身がIT戦略本部に入らせていただいておりますけれども、そういう意味での、投げるのではなくて、連携という意味では、ブレイクスルーのチャンスとしては活用できる余地があるのではないかなというふうに思っております。

- 宮内議長 ありがとうございます。今の点につきましては、ITというのは去年の規制改革委員会の重点項目だったわけで、それがIT戦略会議、IT戦略本部ということで、非常に重要な政府の政策になっていったわけでございます。

そういう意味で、競争政策につきましても、今、大臣のおっしゃったように、だれかがしっかり見るということが一番大事なんだろうということで、そういう観点からまた連携を深めていくということをして是非考えさせていただきたいというふうに思います。

あとは御意見、どうぞ村山さん。

- 村山委員 竹中大臣もいらっしゃるんで、経済財政諮問会議との絡みとか、そちらの役割分担ということに絡めてお伺いしたいんですけれども、この重点分野というのが、6か7ぐらいありますけれども、私は例えば都市再生の方を担当させていただくことになると思って、こんなのをつらつら考えていたんですけれども、結局税制というのがどうしても避けて通れない問題になってくると思うんです。だけど、ここでは税制は話さないというふうに、この前、事務局の方からお話いただいたんです。それは、もしかすると私の誤解かもしれませんが、いじめないでください。

それで、税制をここでは、ある程度取り上げないということになりますと、確かに私が都市再生というのを現に御意見を述べさせていただく際に、税制をこうしましょう、流通税をこうしましょうというようなことが、もしできないのであれば、それはそれで仕方がないんですが、ただ、すべての分野で、やはり非常に硬直化した税制の在り方というのが、絶対あちこちで問題になるわけだから、今みたいに年に1回税調でしか税金の在り方を話せないような、そういうちょっとばからしいようなシステムであるとか、その税金に対する根本的な改革であるとか、そういったことはどこかで議論されているんでしょうか。その経済財政諮問会議の方でやられているんでしょうか。そうでないと、税制に関して全く何のオブザベーションとか、意見がなければ、どちらかと言うと、何をやっても画竜点睛を欠くみたいな形になるのではないかなと、ちょっと思うんですけれども、特に不動産に関しては、それがかなり絡むので、個人的に興味があるのでお伺いしたいのですが。○竹中経済財政政策担当大臣 税に関しては、税を担当する役所というのがありますので、勿論、そこはそこで一生懸命やっておられるわけです。ただ、御指摘のとおり、成熟した市民社会においては、成熟した経済においては、ある意味で税制こそが究極の政策手段になるわけです。補助金使いません。行政主導できませんというふうになると、その意味では経済政策を議論するときに、税制を避けて通るということは、もう私はあり得ないと思います。今日の夜に、そういった意味での検討項目というのを、もう一度再度詰めますけれども、その中で、税制そのものを議論するのではなくて、経済活性化のために必要な手段としては、こういうものが出てくるというようなものは、これはもう間違いなく私たちは議論していきます。こちらでは、どういう決まりになっているかはともかくとして、聖域なき改革の議論というのは、そういうことだと思っております。

- 村山委員 そうしますと、その税金問題の中で、例えば、担当のお役所があるわけですが、一度つくった税金は絶対なくさないとか、例えば地価税という、ずっとそのままフリーズしたまま

ると、でも、またいつ戻ってくるかわからないとか、そういったことも含めて、今までの非常に時代錯誤的な税金の在り方に対しても、聖域なき改革ということが望めるのか、その政治の在り方について根本的な改革というのが将来的に見込めるというふうを考えてよろしいんですか。これは個人的な興味で聞いて申し訳ないんですが。

- 坂政策統括官 何て言うんですか、政府全体としての、デマケーションと言うか、そういうのも基本的はあるんだろうと思います。当会議の与えられている任務というのは、最後の出口は、基本的には規制改革なわけです。ただ、その規制改革を論ずるに当たって、当然のことながら、特に今回の会議において強調されていることは、全体のシステム、あるいは全体のあるべき姿、そういうものをまず考えて、念頭に置いてやらなければいかんと、こういうことでございます。

全体の姿という中にも、今、村山さんがおっしゃったように当然税制というのも入ってくるわけでごさいます、したがって、その税制ということについて、この会議で全体の姿を考えるときに、言及してはいかんとすることは全くないと思います。言及することは当然あり得るんだろうと思いますが、ただ、当会議が総理に対して、その税制についてこうあるべしということをお答えするという役割には基本的にはないと、ただ、その全体のことを考えること、あるいは規制改革と非常に密接な関係で税制の話が出てくるということは当然あり得るんだろうというふうに思っています。

- 宮内議長 それでは、八田委員。
- 八田委員 今の村山さんのおっしゃったことに関連するんですが、私がこの間事務局の方とお話ししたときに、環境に関して、やはり税が大切ではないかということをお願いしたんですが、要するに環境に対する対策というのは、これを廃止するな、あれを廃止するなというような規制があるわけですが、その規制をするか、それともそういうものを一切やめて、例えば炭素税のように廃止したら、それに対して税を掛けるという非常に重要な選択があると思うんです。

竹中大臣がおっしゃったように、ある意味で特に環境に対する政策としては、税というのは最も重要な手段であり、しかも、規制の代替部と言うか、規制をなくして、その代わりにもってくるべきものだ。これは、財務省にとっても別に損な話ではないわけで、そういう環境税としてこれまでの道路関係の税だとか、それから電力の電化促進税だとかいうのも、本当に目的税化しているものを、首尾一貫して環境税として組み替えるというようなことをしたら、これは税金にも入るわけです。そういうようなことは、やはり関係の省庁とも、ちょっと裏で話してこういうことをやろうよということと言われてもいいんじゃないかと思うんですけれども、まさにその根幹です。

ここに例えば環境として入っているのは、廃棄物の処理と土壌環境のことだけ入っているんです。それは恐らく税のことを除いたら、これだけしか入らない。しかし、環境と言ったら、もっとも大きなことが主題になるし、特に道路のこと、原発のこと、これに関係したことに触れなかったならば、環境の重点項目として置く意味が余らないように思うんです。

- 坂政策統括官 勿論、当会議は規制改革という観点と言うか、そもそも環境について、今、八田先生がおっしゃったように、それはもう規制の問題ではないんだと、税制でやる方がマーケット的で、合理的であるのであるという見解を出すこと自体は何ら問題はないというか、当会議の仕事のうちに当然入ると思います。もし、そういう結論になるのであればですけども。

ただ、その場合に、さっき私が申し上げたのは、ここの会議は税制という方から物事を論ずるのではないんだと思いますと、いろんな規制改革とか、いろんなことの、そっちの方からそもそも税制の話が出てくるということは当然あるでしょうということなんだと思います。

- 竹中経済財政政策担当大臣 規制も税制も制度の重要な一部であると、制度というのは、総合的な議論しなければ意味がないということでは、もう今、坂さんが説明したことに尽きるんだと思います。

ただ一方で、屋上屋を重ねるような組織というのもつukれないわけで、ここで求められているのは制度の中でも規制に重点を置いた問題であるということなんだと思います。

一方で、私たちも経済財政諮問会議でも、経済の活性化という意味で、その範囲において税制を議論するわけでありまして、さっきの神田さんの話ではないですけども、担当の人と議論すると、これはこれで大変気の毒な立場にあるということもよくわかるわけですよ。税制という

のは、減税してインセンティブを与えろという話しか基本的には出てこなくて、そのトータルのレベニューをだれが責任を持って確保するのかという、非常に切実な問題が一方であるから、現実にはいろんな問題が出てきているんだと思います。そこは今、坂さんから説明あったように、制度を議論してその中で税制が言及されて、最終的には規制に関しての進言を総理になさると、そういうことはむしろ、非常のフレキシブルにやられればよろしいし、私たちの諮問会議でも、そのように多分やっていくんだと思います。

- 鈴木委員 ちょっと話が違うことを言おうと思ったんだけど、その問題で実は規制改革委員会時代も、税制とか、補助金に関わるものについても取り上げてくれと、こういうことをおっしゃられたんだけど、どっこいしょと規制の窓口を何となく書かないというと、なかなか取り上げにくい問題なんですね。そういう恰好のものがないのかと言って探したぐらいであつたんです。

ですから、私はある程度、さっき八田先生が言われたように、環境なら環境に関連して税制という問題があれば、ある程度の深追いの部分のところまでやっていいんじゃないかと、それを政府ベースの中で調整していったいただければいいんじゃないかと、そうでないと、ここに税に関する措置、補助金に関する措置も要するに含むと、こう言われておいても、関連づけというのが、昔は規制という縄のれんをくぐらないと入れない。中に入ったら、その代わり大暴れができたんですけれども、そこのところは、ちょっと正直言ってやりにくいという点があるということ、それが1つです。

それから、竹中大臣がお見えになられているので、あれしていただきたいのですけれども、例えば情報通信のEジャパンの、いわゆる推進本部というのができて、これでおやりになっておられるということだけでも、議長もよく御存じのように、今年の3か年計画が月末まで延びたのは例の問題ですね。NTTの問題で、これで要するに延びたんですけれども、ここのところ、全体のいわゆるIT化という問題についての総合的な政策という事柄をEジャパンの推進本部でやられるというのは、それはそれとして結構だけれども、我々の方としては規制緩和3か年計画の中に、それが入ってきておるとこの問題のフォローアップということで、フォローアップと言うけれども、その問題というのは、要するに、結局は同一に帰するところに行くことになってしまう感じがするんです。そこら辺について、大臣としてはどういうふうに仕分けられておられるのかと、こういう問題。

それから、さっき競争政策についても力を入れる、それも大変結構だと思いますけれども、規制緩和というのは、そもそも何かと言ったら、経済的規制にのみならず、社会的規制の中においても、実は競争を促進する事柄によってその分野を活性化させていこうと。社会的規制の分野というのは、経済的規制の分野に比べたら、若干違う配慮の意味合いがある。それが新しいルールづくりだということになってくると思うんですけれども、しかし、その中においても、やはり競争を促進するというので、規制緩和で即、何て言いますか競争政策そのものだというふうには思っておりませんけれども、そこら辺についての話は、要するに相互にやっていく問題の中でのいいコミュニケーションとすり合わせだと、こういうふうには私は思いますが、それでよろしいかということ、この2点をちょっと。

- 竹中経済財政政策担当大臣 基本的には、どういう仕分けをしているかということに関しては、仕分けはしていませんということなんだと思います。今、鈴木委員が最後におっしゃったように、それぞれ立場で議論すべき性格の問題だと思います。

今日は申し上げたいことはただ1つ、その際にお互い非常に限られたリソースで議論を進めていくことになるので、コミュニケーションを深くして、お互いの成果を活用するようにしたいと、その一点に尽きていると思います。

競争政策と規制緩和と云々の話がありますけれども、私たちはITに関しては競争政策以外にも、それこそデジタル・デバイトをどう解消するか、新しい規制が必要かもしれないということも含めて、すべて当然のことながら議論するわけですから、規制改革ですから、その意味でも、こちらのお立場でやはり議論を進めていくんだと思います。

ただ、繰り返して言いますけれども、仕分けとか仕切りとかということの概念は、私たちはITでやっていくということ、皆さんは社会的な全体の観点からやっていくと、もうそれで私は十分ではない



かと思っています。

- 宮内議長 まだ、いろいろ御議論が多いと思いますが、基本理念につきまして、今日の御意見を踏まえまして、更により、わかりやすく理念というものがしっかりわかるものをつくっていくということにしたいと思いますが、いずれにいたしましても、ここに書かれてあることと全く違うんだという御意見も特になかったし、そういう意味で、このたたき台に沿った形で、これから我々の議論を進めさせていただくということにさせていただきたいと思います。

佐々木さん、何か。

- 佐々木委員 1つだけ、今の税とかの助成金とかということと絡んで1つ、先ほどルールと監視とセーフティーネットという規制を緩和するのであれば、そちらをきちっと決めなければいけないというところに、もう一つペナルティーというのを、やはり入れなければいけないかなど。規制を緩和するということでしたらルールを決めて監視をするシステムがあって、そしてきっとそれが助成金だったり、税金だったりということと関連するかもしれませんが、ペナルティーがあって、セーフティーネットがあるという、この4つの項目があると思ったので、済みません。
- 宮内議長 それ全体を競争政策の中に包含していくんだらうと思いますが、いずれにいたしましても、今後の作業に向けて、この基本理念を深めながら進めていくということになるわけでございますけれども、今後の作業につきましてお話をさせていただきたいと思います。

まず、重点項目ということで、先般来取り上げられております6つの項目、これを特に委員の皆様方に二重に張り付いていただいでやっていただくということをお願いするという形になっていこうかと思ひます。

それとともに、我々はこの重点項目だけをやるということではございませぬ。以前の政策の監視ということもございませぬし、その他のやり残した仕事も全分野に広がっているということでございませぬから、全分野にわたります、この3か年計画の各項目、これにつきまして委員の皆様方に御担当いただき、そして更にプラス、この重点項目のところにつきましては、また重点項目も特に盛っていただくという形で、委員の皆様方をお願いすると、こういう2つの形を考えております。

今日のところは、まず、前半をごらんいただく委員を、今、お手元に配りました形で御担当いただきたいという案が出ております。

重点担当につきましては、例えば医療でございませぬと、今、お三方、鈴木さん、高原さん、八代さんと書いてありますけれども、ここにプラスその他の方が加わるという形になるんでございませぬけれども、現在のところ、この重点検討分野につきまして、どの御担当をお願いをするかということをお伺いしましたところ、非常に御希望が偏っているということで、ここに今、名前が書き切れないというのが現況でございませぬ。したがって、3か年計画の前項目にわたります御担当につきまして、お手元のように名前を書かせていただいたわけでございませぬけれども、この辺の事情を吉原室長、ちょっと御説明いただければと思ひます。

- 吉原室長 お手元の「資料2」と、それと今お配りしました分担の資料と併せてごらんいただきたいと思ひますけれども、今後、作業としましては、3か年計画のフォローアップということでございませぬし、こちらにつきましては、今日お配りした別紙というのに従って御担当いただければと思ひましたわけでございませぬ。これは事前にお配りしたのとは、いろいろと最終的な調整がございませぬし変わっておりますけれども、今日お配りしたのが最終ということでございませぬ。

2番目としまして、重点検討分野の議論、今日の議論をお加えしておきますと、一応優先順序を付けるとか、とりあえずやってみるとかということなんでございませぬけれども、大体中が抜けております、担当委員なんかは抜けておりますけれども、6つぐらいの分野ということで大きな御異論はなかったのではないかと思ひているわけでございませぬが、これにつきまして、実は事前に御要望をお伺いしましたところ、特定の分野ではお二人ぐらいの御希望しかなくて、それ以外の分野では6人、あるいは7人の御希望があるということだったので、その辺は最終的に委員の御希望も踏まえながら、議長と、それから事務局の方で御相談をしまして、一両日中の決めさせていただいて委員の方に御通知をするというような手順を進めたいと思ひておりますが、いかがでございませぬでしょうか。

○宮内議長 作業を早急に進めていくということから、一両日の間に、もうここは決めさせていただくということでもよろしゅうございましょうか。ちょっとそういうことで、希望が重なったところは別のところをお願いするということになろうかと思いますが、それで、今後任命されます各分野の専門委員という方々にお助けいただくということで、今人選、折衝等を進めております。したがって、担当の委員の方々と、今後任命されます専門委員の方々、言うならば、ワーキンググループみたいなものをつくっていただきまして、これは事務局の担当の皆さんが、そこに張り付いていただくということになります。

そういうことで、ワーキンググループレベルでこれから実務の仕事をお願いするということになろうかと思っております。したがって、重点分野の委員が決まりますと、もうそこで各分野ごとにお集まりいただきまして、進め方等を御検討いただくということをお願いしたいというふうに思うわけでございますが、特に重点検討分野におきまして、重点検討分野と6つ書いてあるけれども、何をやるんだということでもございますので、これもいろいろ御議論があろうかと思っておりますので、まず事務局が何を検討するのかということで、メモをつくっていただいております。その御説明をお伺いいたしました後で、御意見をちょうだいしたいというふうに思っております。

なお、検討テーマにつきましては、関心も高く、議論の段階で、この資料が外に出てしまうということになりますと、非常に後の作業がやりにくくなりますし、今後の中立的な審議に著しい支障を来すという恐れが過去もございましたので、このお取扱いは是非非公開ということにさせていただきたいと思っております。これは何か、当会議の運営規則にもそういうことということでございますので、そのようにお取扱いをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、吉原さん、よろしくお願ひします。

○吉原室長 お手元に資料番号が付いておりません。マル秘ということで、『重点検討分野』における論点(案)」というものをお配りしてございます。議長の方からもお話がございましたけれども、資料1、2、3というのは一応公開の予定でございますけれども、このマル秘の部分は非公開ということでございますので、よろしくお願ひいたします。

資料の性格でございますが、実は今日時間が許せば、この点の部分もいろいろ御議論をいただくと思ったんですけども、やはり何かたたき台が要るだろうということで、議長の方からも御指示がございましたものですから、事務局の方としまして、従来あった議論等々を並べてみたということでもございます。

基本的な構成としましては、例えば医療で言いますと、どういうふうなことを目指すのかということ、ここで言いますと、例えば「医療システムの標準化・電子化による医療サービスの効率化・質的向上」というようなことで、それを少し4行ぐらいで説明をした後、具体的な項目としましては、例えば「診療報酬体系」の見直し、あるいは「レセプト」等の標準化・電子化というような形で書いてございます。一応分野としましては、重点分野に沿っておりまして、例えば医療で言いますと、今ごらんいただいております「医療システムの標準化・電子化」あるいは、2ページをごらんいただきますと、(2)としまして、「競争的な医療市場の創出」というようなことでございまして、具体的には「医療機関の経営形態規制」、要するに医療機関で、普通の企業は入れないというようなことでございますけれども、あるいは「病床規制」「広告規制のあり方」等、あるいは「財政負担の軽減」というようなことで言いますと、「自己負担の増額」ですとか、あるいは「保険者機能の強化」ということで、「保険者へのレセプトの一次審査権の付与」等、医療分野で言いますと、例えばこういうふうなことが従来の議論なりを踏まえて御検討いただくべきこととして考えられるかということでございます。

「2」としましては、福祉の介護、子育て分野ということでございまして、(1)として民間参入の促進でございます。これはどちらかと言うと、(1)に書いてございますのは、介護の方でございまして、特別養護老人ホームの関係の話。

(2)としましては、今、保育所不足の関係で保育所の認可基準等々の問題。

3. が人材、あるいは労働の分野でございまして「職業紹介サービスの効率化・質的向上」の問題。あるいは、4ページの上の(2)になりますけれども、個人主体の能力開発というふうな観点から、能力開発機関というのを民間の業務委託等ができるのではないかというふうな話。その際に、

公共職業訓練等の役割分担のような話。

(3)としましては、「個人の多様な働き方を可能とするシステムの構築」ということで、有期雇用契約でございますとか、裁量労働制、あるいは、年金のポータビリティのような話。

(4)として「セーフティネットの見直し」ということで、再就職支援の拡充等の話を書いてございます。

4. の「教育」で言いますと、大きく高等教育、それから、初等・中等教育の2つに分かれておりまして、先ほど米澤委員の御指摘もありましたような、大学における研究活動の活性化のような話もここで御議論をいただけるのではないかとということでございます。「初等・中等教育」の方は、どちらかと言いますと、学校間の競争という観点から「通学区域の弾力化」等が書いてございます。

5. の「環境」の話は、先ほど八田委員の御指摘から言えば、極めて限定的な分野、廃棄物だけを中心に書いてございますけれども、この辺もまた御議論をいただければと思っておりますが、とりあえず書いてございますのは、循環型社会をどういうふうにつくるのか、それから、土壌汚染の問題。

6. が最後の「都市再生」でございまして、最後のページにありますような「効率的な都市再生の推進」のための、ここにありますような用途規制ですとか、容積率等々の規制の問題。あるいは「都市再生の効率化」という観点から期間の短縮ができないか。それから、「事業費の確保」という観点でPFI等のいろんな形態が拡張できるのではないか。それから、ここでは先ほど村山委員の御指摘でありました、一応ここは不動産になっています。これで統一していますが「不動産の流動化」を図るというようなこと。それから、なかなか実際に計画を立てても実効性が難しいというような議論もありますので「実効性の担保」のようなこと。一応、これは事務局の方の、とりあえず勉強でございまして、こういうふうな分野、あるいはこういうふうな論点が考えられるのではないかと、あくまでたたき台でございまして、委員の方から御議論いただきまして論点の変更、追加等をお願いしたいと思っております。

以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。この重点分野の各項目というのは、大いに議論をしないといけないし、ここで議論をただで済む問題では勿論ないわけでございますので、こういうふうにごらんになって、今すぐにかがですかと申し上げる気もございませんけれども、とりあえず御意見をお伺いいたしまして、次回以降もこの内容の検討ということを各担当の方を中心に進めていく必要がございますんですが、ざっと見たところで御意見がございましたらお伺いしておくことに今日はさせていただきますと思います。

どうぞ。

○坂政策統括官 今、吉原室長の御説明に、ちょっとだけ付け加えさせていただきますと、この紙そのものをつくるのが、実は反省するという意味のものでは全くなくて、これから例えばいろんなワーキンググループで御議論いただく、その過程で別の紙になったり、あるいは別の論点がどんどん出てきたりということを当然期待しているわけでございます。ただ一番最初に何も無いのもどうかというので、議論の取っ掛かりにつくったというだけでございまして、吉原室長もさっきこれに追加したりと言いましたけれども、そこは若干間違いがございまして、この紙をこれから御議論いただいて、こういうふうに直したらとか何とかということは、余り意味がない。ただ、単に取っ掛かりとしてつくったというだけのものです。それなんで、世間様に誤解を与えるといけないので、マル秘なんでございます。要するに、これが発表しますと、世間様はこういうふうにもた規制改革会議が進むのかというふう勝手に間違っと思ったりするといけないというんで、外には出さないということが一番重要だと思います。

○宮内議長 ありがとうございます。そのとおりでございまして、この内容を決めるということは、あるべき姿、本当にやり切れるのかというようなことをみんなで見定めた上で、決めないといけない問題でございますので、これを一応7月までに重点項目ということでやっていきたいということでございますので、是非お考えいただきたいということでございます。

八代さん、どうぞ。

- 八代委員 中身については、勿論各委員で考えていただければいいんですが、私は1つ是非、規制改革委員会の経験から申したいことは、専門委員の重要性です。ある意味で、我々委員よりもっと重要です。というのは、ここの委員はジェネラリストでいいんですが、この専門委員はスペシャリストでなければいけないんです。その分野について精通しておられる専門家の方で、かつ規制改革、規制緩和に賛同される方、この組み合わせというのはものすごい難しいんです。専門家であればあるほど、既存の制度を守ろうとされますから、ですけれども、まれにはそういう方もおられるわけで、是非そういう方を選んでいただきたい、これは本当にそこが鍵なんです。

先ほど私が申し上げましたように、最終的にはここで出るものは、単なる文章ではなくて、各省の審議会と対抗するためには、法案の形を取らなければいけないんです。具体的に、どの法律のここを直すべきだと、それをやるためには法学者が必要であります。あるいは、弁護士さんでも結構です。ですから、個々の分野においてそういう人ができればいいんですけれども、見つけれなかったら、全体的にとにかく各分野の専門家の言っていることを法律の形に、法案の形に直せるような、法律の専門家を是非どこかに入れていただきたい。そうしないと、もう本当にほかの審議会と同じ、絵に描いた空文になってしまいますので、その点だけは是非事務局も含めて、各委員も含めてよろしくお願ひしたいと思います。

- 宮内議長 どうぞ、鈴木さん。

- 鈴木委員 7月のイメージですけれども、要するに、こういう問題について、こういうふうにしたいところまで、まだそれは勿論これからのいろいろなあれだけでも、基本の考え方はこういうところまでしたいということイメージとして考えておられるのか、それともテーマを並べて、こういうことを議論したいという、これをアナウンスメントするということなのか、そこら辺のところはどんなところでイメージしたらいいんでしょうか。

- 坂政策統括官 今の御質問はあれだと思います。作業の進み具合に掛かっているということかと思えますけれども、最低限基本的な考え方みたいなのは、7月までにはとにかくまとめていただきたいと思っております。

ただ、その先、更に具体的にここはこうするべきだといったようなことにまで、もし作業がうまく進むのであれば、それはそれで大変よろしいということではないかと思えます。○鈴木委員 わかりました。

- 村山委員 たびたび済みません、今、八代先生がおっしゃったことに関してなんですけれども、専門委員の人選というのは、これはそれぞれの担当の私ども担当委員が知らない間に決まっています、はいこの人でやってちょうだいよという形になるんでしょうか。先ほど、八代先生がおっしゃったように、その業界のスペシャリストの方を呼ばれると思うんですけれども、そうであればあるほど、非常にコンフリクトがある部分があると思いますし、何分私、若輩者ですので、いじめられて終わってしまうんじゃないかという気がするんですけれども、非常に懸念があります。ロシアルーレットみたいなことでいいのか、若干は御相談いただけるのかということに関して、非常に心配しているんですけれども、いかがなんでしょうか。

- 宮内議長 私はそんなことはあり得ないと思うんです。過去のことばかり申し上げるのは変ですけれども、専門委員と委員と事務局の担当者とは、もう汗みどろになって、一致協力して頭をぶつけるということですから、一緒になるという意味合いでございます。

もし、そういう分野の専門委員で、この方がということがあれば、是非おっしゃっていただいているのではないかと思います。私の八代先生と同じように最強の専門委員が付けばなんと、是非事務局に御努力いただきたいというふうに思っておりますから、村山さんをいじめる人は余りないのではないかと思いますから、御安心ください。

- 石原規制改革担当大臣 村山委員の御指摘はごもっともでございます、成果を出していかなければなりませんので、私はこわもてではないんですけれども、怖い顔もたまにはできますので、何かございましたら言っていただいて、それでも心配でございましたら、小泉総理におでまいたくぐらいなことは、小泉総理もおっしゃっておりますので、十分に政治家の私も使っていただければ

ばと存じます。

○村山委員 ありがとうございます。

○宮内議長 森さん、どうぞ。

○森委員 後で議論することかもしれませんが、非常に大事なことで欠けている、都市再生問題についてですが、土地・不動産の評価・鑑定についてですが、日本独特というか独善というか、非常に奇妙なことをやっておりますので、この点は是非検討項目に入れていただきたいと思います。

○宮内議長 どうぞ。

○鈴木委員 これは単純な進め方の問題ですけれども、幾つかに分けてワーキンググループができることから、当然お考えだと思ふけれども、早い話がヒアリングをやるときに、それを主催するのはだれだというようなこともあるから、昔やっておったような主査と言いますか、チーフと言いますか、そういうのは是非決めておいていただいた方がわかりやすいと思います。みんなで集まってあれすると、あなたどうぞ、あなたどうぞということにならざるを得ませんので、それはもう議長にお任せいたしますから、それは定めておいていただいた方が進めやすいんじゃないかと思ふ。

○宮内議長 今のお話は、そういうことにさせていただいてよろしゅうございましょうか、確かに今の3か年計画の多くの項目、6つの重点項目につきまして、だれが声を掛けて、いつだれと折衝するかというような、事務局にも勿論お任せするわけでありまして、主査と言いますか、チーフと言いますか、そういう方がおられた方がよろしゅうございましょう。その方にはまた負担が掛かりますけれども、お願いさせていただくということにしたいと思ふのですが、よろしゅうございましょうか。

それでは、今のペーパーは、これはお持ち帰りになってもいいけれども、是非取扱いを御注意いただいて、よくよくお考えいただくという宿題ということでお考えいただきたいと思ふ。

本日は時間が迫っておりますので、次回以降もこれにつきましては、十分な検討を続けまして、できましたら7月までに相当程度、この作業ができておるといふようなことになれば、秋口以降の成果もかなり高くなるんじゃないかということでございます。

今日は5月の末で、通常よりちょっと1月以上遅れてしまった作業になっております。しかも、大きなテーマがきておりますので、これからひとつ、もう明日から作業に掛かっていただくということで事務局からお願いがいくと思ふので、よろしくお願ひしたいと思ふ。

したがいまして、これからワーキンググループとか、分野ごとということで、非常にこういう大きな会議は少なくして、皆様方が、言うならば地下に潜って作業をしていただくという期間に入るかと思ふけれども、しかしながら7月までに、あと6月、7月と最低各1回開催させていただきたいということですよ。

それで、7月までの予定でございますけれども、これは大臣からのお考えとして出ておりますことでございますけれども、6月には大きな方向性が打ち出されると。こうした中で、総合規制改革会議では、7月には重点分野の考え方などの一般論だけではなく、幾つかの具体的な規制改革の方策も打ち出していただきたいということでございます。そういうことでございますので、7月までには、この御意向もございまして、できるだけ具体的なものもつくり上げるという形で作業を、こういうことで目的がはっきりしたと思ふので、作業を進めさせていただきたいと思ふ。

それから、この会議は6月、7月に最低各1回ということで、皆さんお忙しいので、なかなかスケジュールが合いませんが、現在のところ6月20日、7月17日、この2日間につきまして、各々10時からというのが最も多く御出席いただけるということになっておりますので、とりあえず第3回、第4回会合につきましては、この日程を押さえさせていただきたいと思ふ。詳細につきましては、また事務局から連絡をさせていただきますし、また進捗状況次第では、さらなる開催が必要になることもあるかもしれませんが、その際には、改めて日程を調整させていただくと、この会議はだんだん会議の数が増えるというのが通例でございますので、よろしくお願ひしたいと思ふ。

何か最後に連絡事項がございましたら、よろしゅうございましょうか。

○鈴木委員 座長、それをまさにさっき聞いたんだけれども、7月までに具体論をつくって欲しいというのは、具体的な1つでも、2つでもいいから決まったものについて結論を出せと、こういう意味なのか。それとも、こういう問題はもう確定的に取り上げますよと、こういうことなのか。あるいはよく

ある事例は、項目をずらっと並べておいて、どこへ行くか、行き先はわからないけれども、これだけのことは一応議論はしますけれども、どういうふうに並べるのが、これまでの大きなところにある普通のやり方なんです。

そうではなくて、その中で、昔やっておった論点公開みたいに、こっち側の方にまで行きますよと、それに反対する人はこうだということを7月にやりましたね、それも1つの論点公開で、こっち側のそれを是とする意見というのを取るよということを、はっきり意思表示しておるわけなんだけれども、そこまでやっていけというのか、あるいは、更に突っ込んで7月までに決まるものがあるんだったら、1つか、2つでもいいから決めると、こういうことをおっしゃっておるのか、そこはどうなんですか。

○坂政策統括官 ありがとうございます。今の議長のあれを補足させていただくと、7月までに1つか、2つ、あるいは3つかもかもしれませんけれども、それでもいいから決まるものは決めてくれと、そっちの方で。

○鈴木委員 はい。それでは忙しいですね。

○宮内議長 ということは、かなりの作業量になるということでございます。社会的なインパクトの大きい問題を取り上げようと思うと、相当頑張らないといけないということになろうかと思えます。よろしくお願いたします。

何か、あとございますでしょうか。特にございませんでしたら、以上をもちまして閉会いたします。

その前に、大変失礼いたしました。松下副大臣に御出席をいただいております。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして散会させていただきます。ありがとうございました。

なお、今日の模様は、ただいまから私が記者会見させていただきます。